総務常任委員会資料
総務部人事室給与労務課

議案第 159 号
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料２　宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要
（給与制度の適正化による改正）

１　改正理由

令和２年４月から係長級職員の管理職手当を廃止することに伴い、係長級職員と一般職職員との給与の差が縮小することから、適正な給与の差の確保を図るもの。

２　主な改正内容

（１）係長級職員の管理職手当廃止に伴う改正

①　係長級職員の格付けの見直し（昇格メリットの改善）

令和２年４月１日に２号給上位へ格付け、令和３年４月１日にさらに２号給上位へ格付ける。

②　技能労務職員

監督指導手当（総作業長１５，０００円、作業長１０，０００円、班長４，０００円、いずれも月額。）を廃止する。（特殊勤務手当条例）

（２）給与制度の見直しについて（行政職給料表適用者）

現行の４級を廃止し、現行の３級相当を新４級とし、現行の２級相当を新２級及び新３級とする。また、新１級及び新２級について引き下げを行う。給料表の各新級に該当する役職は以下のとおりとする。

【給料表の移行図】

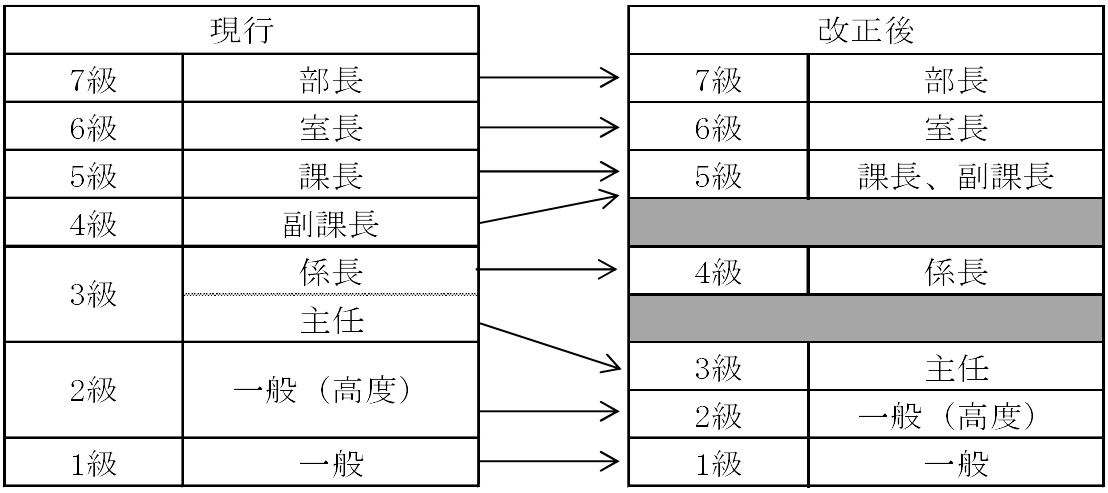

（３）給与制度の見直しについて（消防職給料表適用者）

現行の４級を廃止し、現行の３級相当を新４級とし、現行の２級相当を新２級及び新３級とする。また、新１級及び新２級について引き下げを行う。給料表の各新級に該当する役職は以下のとおりとする。

【給料表の移行図】

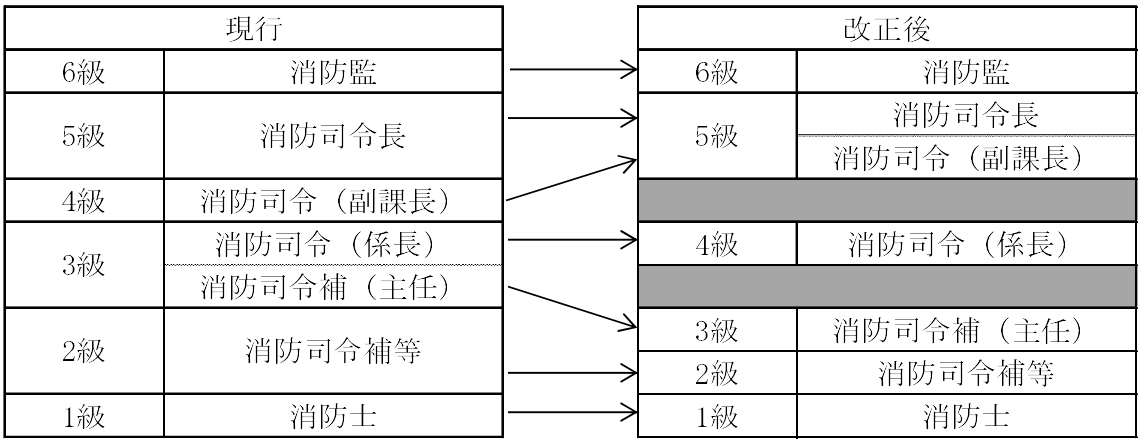

（４）現給保障

給与制度の適正化により、改正後の給料額が令和２年３月３１日時点で現に適用されている給料額を下回る場合は、改正前の給料額を上回るまでの間、現給保障する。各種手当並びに共済及び互助会の掛金の算出基礎は、現給保障給料月額を適用する。

（５）旅費条例の改正

日当、宿泊料及び食卓料の額に適用される旅費の級の区分について、改正後の行政職給料表及び消防職給料表に対応するよう改正する。

３　改正時期

令和２年４月１日から実施する。